

令和5年度第4回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和5年7月10日（月）午後1時52分 から 午後3時38分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（19人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稲見	くに子
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		21番	高島	敏男
		23番	瀬端	洋

4、欠席委員

		14番	宮崎	亨
		19番	永井	尚子
		22番	小野田	勝男
		24番	坂入	進

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

- 議案第 18 号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第 19 号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第 20 号 現況確認証明（非農地証明）について
- 議案第 21 号 買受適格証明願（3条）について
- 議案第 22 号 令和6年度国・県農業施策に対する意見・要望報告書について
- 議案第 23 号 農業経営基盤強化促進法の改正に伴う筑西市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し案の意見聴取について

4、報告

- 報告第 25 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 報告第 26 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第 27 号 農地法第5条の制限除外について
- 報告第 28 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	横田 実
農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	高島 満
農地調整課庶務調整係 係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整係 主任	板橋 淳也
農地調整課庶務調整係 主任	渡辺 光紀

7、会議の概要

議長

只今より、令和5年度第4回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は、19名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、14番 宮崎委員、19番 永井委員、22番 小野田委員、24番 坂入委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の横田局長、中澤課長、高島補佐、渡邊係長、板橋主任、渡辺主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、15番 関口委員と16番 蓮沼委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第18号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、受付番号12番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

はじめに、受付番号12番は、2番議席 柴委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後1時54分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
板橋主任

それでは、板橋主任よりご説明を申し上げます。

それでは、ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。議案第18号、農地法第3条の規定による許可について、令和5年7月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。失礼しました。4ページをお願いいたします。

番号：12番、権利：所有権移転有償、所在：国府田字神谷、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：1,210 m²、譲渡人又は貸主：筑西市国府田、譲受人又は借主：筑西市国府田、経営面積、渡人：180,325 m²、受人：561 m²、受人の労力総数及び稼働数、3、3。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号12番について、調査委員の報告をお願いします。

宮山繁治
委員

17番、宮山です。

3条の12番、売買ですが、6月29日に書類確認をしております。受人につ

いてはですね、渡人と同一集落の方で、経営を拡大したいということで、買うということでありまして。何ら問題ないと思っておりますが、よろしく願いいたします。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第18号、受付番号12番を採決いたします。

議案第18号、受付番号12番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第18号、受付番号12番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、2番議席 柴委員の除斥を解きます。

午後1時56分 解除

つづいて、議案第18号、受付番号2番から11番、並びに13番から20番について、事務局より説明願います。

事務局長
板橋主任

それでは、板橋主任よりご説明を申し上げます。ご

それでは、ご説明申し上げます。議案書の2ページをご覧ください。

番号1番は保留となります。

番号：2番、権利：所有権移転有償、所在：直井字直井、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：277㎡、外1筆、合計2筆、合計面積627㎡、譲渡人又は貸主：筑西市直井、譲受人又は借主：筑西市直井、経営面積、渡人：5,174㎡、受人：0㎡、受人の労力総数及び稼働数、2、2。

3番、所有権移転有償、蓮沼字クミスギ島、畑、畑、602㎡、外2筆、合計3筆、合計面積7,583㎡、筑西市下野殿、筑西市蓬田、7,583㎡、25,992㎡、4、4。

4番、所有権移転無償、関本下字堀口、畑、畑、392㎡、栃木県小山市城東、筑西市関本下、392㎡、0㎡、1、1。

5番、所有権移転有償、下野殿字佛前、畑、畑、222㎡、筑西市布川、筑西市下野殿、16,574㎡、0㎡、1、1。

次のページをお願いします。

6番、所有権移転有償、上平塚字大野原、畑、畑、737 m²、外1筆、合計2筆、合計面積2,184 m²、栃木県那須塩原市高柳、筑西市上平塚、4,134.21 m²、382,180 m²、2、2。

7番、所有権移転有償、関本肥土字本郷、畑、畑、888 m²、筑西市関本肥土、筑西市関本肥土、7,703 m²、9,048 m²、3、3。

8番、所有権移転有償、石原田字上、畑、畑、886 m²、外3筆、合計4筆、合計面積2,953 m²、水戸市上国井町、結城市大字結城、188,435 m²、0 m²、3、3。

9番、所有権移転有償、伊讚美字東寺野、田、田、1,428 m²、外2筆、合計3筆、合計面積3,410 m²、水戸市上国井町、筑西市布川、188,435 m²、53,942.89 m²、2、2。

次のページをお願いします。

10番、所有権移転有償、小栗字鎌倉、田、田、1,145 m²、外7筆、合計8筆、合計面積17,231 m²、水戸市上国井町、筑西市蓬田、188,435 m²、31,251 m²、1、1。

11番、所有権移転有償、成田字北成田、田、田、1,041 m²、栃木県宇都宮市陽東、筑西市関館、1,041 m²、0 m²、2、1。

13番、所有権移転有償、三郷字北原、畑、畑、1,079 m²、筑西市三郷、筑西市三郷、1,667 m²、26,050 m²、2、2。

次のページをお願いします。

14番、所有権移転有償、三郷字北原、畑、畑、937 m²、筑西市三郷、筑西市三郷、26,050 m²、1,667 m²、2、2。

15番、所有権移転無償、田宿字戸張、畑、畑、1,097 m²、筑西市宮山、筑西市田宿、6,858 m²、3,490 m²、3、3。

16番、所有権移転有償、内淀字富士山、田、田、863 m²、外1筆、合計2筆、合計面積1,563 m²、筑西市内淀、筑西市内淀、1,563 m²、35,886.88 m²、2、2。

番号17番は保留となります。

18番、所有権移転無償、下高田字前田、畑、畑、1,692 m²、外1筆、合計2筆、合計面積2,192 m²、筑西市下高田、筑西市下高田、12,517 m²、12,517 m²、2、1。

次のページをお願いします。

19番、所有権移転無償、蒔田字中坪、田、田、1,270 m²、筑西市折本、筑西市口戸、1,270 m²、651,927.39 m²、3、2。

20番、所有権移転有償、藤ヶ谷字丸山、畑、畑、312 m²、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、12,582 m²、2,718 m²、2、2。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を2番よりお願いします。

宮山繁治

17番、宮山です。

委員 私からは、2番と8番について説明したいと思います。まず2番ですが、担当が永井委員なのですが、本日欠席ということで、代弁いたします。両方6月29日に書類確認をしております。2番については、新規就農ということで、花と野菜を作付けするという事だそうです。次に8番ですが、受人については、結城市の大農家でありまして、水稻と野菜を耕作して、トラクターからトラックまで相当の台数を持っておってですね、遠距離であります、十分耕作が可能であるとみます。渡人については、振興公社ですので問題ないと考えます。両方許可相当と思われませんが、更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長 3番をお願いします。

蓮沼俊男 16番、蓮沼が報告します。

委員 6月30日、書類審査後、その後に電話確認いたしました。今回の申請の土地ですが、ここ数年、耕作をしていない土地で、木が生えているような、かなり放棄地の状態なんですけれども、この渡人は、相続で得た土地でありまして、自分では農業をやっていないために、父の友人である受人に売買を申し入れたところ、快く受けるということで、許可相当かと思われます。皆様の更なる審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長 4番をお願いします。

栗島菊雄 18番、栗島です。

委員 4番をご報告いたします。29日に書類を審査いたしました。後日双方に電話連絡で聞き取りをいたしました。渡人と受人は、叔父と姪っ子です。受人の家が渡人の実家で、親の相続で得た土地ですけれども、ここにも記載されているように、受人は会社員なので農業は一切やっていなくて、他人名義にするのだったら、実家へ返したいということで、この姪っ子に譲るような、無償移転するような考えでした。問題はないかと思しますので、皆様の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長 5番をお願いします。

國府田 9番、國府田です。

喜久男 5番と6番を報告いたします。まず5番ですが、渡人の方は、実質もう農業をやっていないということです。申請地は、たまたま受人方の隣の土地でありまして、受人ができれば購入して野菜を作りたいということでした。受人の祖父の方が野菜作りはやっており、教えていただくそうです。双方に連絡いたしましたら、どちらも合意して、喜んでいるということでした。ただこの件についても、なかなかね、連絡が取れなくて、特に渡人の方は、この電話番号の場所に住んでいないんです。地元の関口委員に聞いてみたら、委員のすぐ近くに住んでいるということで、たまたま電話番号を教えてください、連絡が取れ

ました。ですから前も言いましたように、申請する時の電話番号、これは例えば2カ所でもいいですから、こちらにいない場合はこちらということを書いていただければ、5回も6回も電話をしないで済んだのかなと思いますので、書類申請の際にお願いいたします。それからですね、6番。これは、渡人の方は、既に自宅は無くなっていて、栃木県に住んでいるそうです。土地だけが受人の方にずっと昔から使ってもらっているのです。家屋敷全部無くなってしまった状況で、受人の方が今までも30年も前からね、渡人の土地を作っているという状況ですので、両方とも問題ないということで、許可相当かと思われまます。更なるご審議をお願いしたいと思います。以上です。

議長 7番をお願いします。

栗島和子 3番、栗島です。

委員 7番についてご報告いたします。先月の29日に書類審査を行いました。その後、受人渡人の方に電話で確認しました。申請に間違いのないことでしたが、更なる皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 9番をお願いします。

瀬端洋 23番、瀬端がご報告申し上げます。

委員 去る先月26日にですね、書類審査を行いました。渡人はですね、県の振興公社でありまして何ら問題なく、また受人には、電話をして確認をしました。受人は篤農家でありまして、地域では有数の農家でございます。面積を少しでも増やしたいということで、良い農地がありましたので購入しましたとのことでした。書類にも不備がなく、また以上のことより許可相当かと思われまますけれども、更なる皆様方のご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 10番をお願いします。

秋山員宏 10番、秋山が10番を報告いたします。

委員 先月の30日に書類を審査いたしました。渡人は、県の振興公社でありまして、受人には、直接会ってお話をお伺いいたしました。受人は、農事組合法人を営む地域の担い手であり、何ら問題はないかと思われまます。許可相当と思われまます。更なる皆様方のご審議をお願いいたします。以上です。

議長 11番をお願いします。

大林富子 11番、大林です。

委員 11番について報告いたします。6月29日、書類審査を行い、後日、渡人受人双方に電話にて確認しました。渡人は他県に住んでおり、耕作地が離れていてなかなか耕作できないため、売買に至ったということでした。受人も内容に間

違いないとのことでした。書類にも問題なく許可相当と思われませんが、皆様の更なるご審議の程、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 13 番をお願いします。

稲見 8 番、稲見です。

くに子 13 番、14 番は、土地の交換ですので、一緒に報告します。6 月 30 日、書類
委 員 審査を行い、後日、受人渡人に電話の確認を行いました。申請内容に間違いな
いとのことで、書類に不備も見られないので許可相当かと思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 15 番をお願いします。

寺内美雄 5 番、寺内が報告します。

委 員 私の方から、15 番と 16 番、2 件を報告いたします。先月の 30 日に明野支所
において、書類の確認を行って、その後、電話にて確認いたしました。まず 15
番ですが、渡人受人は親子です。母親から息子さんへの贈与ということで、こ
の土地自体が息子さん宅のすぐ隣に隣接する農地であります。この後、21 ペー
ジの 5 条の方でも同一人で申請が上がっているんですけども、合わせてです
ね、今回母親も 90 歳を超えてしまったので、この辺で贈与をしておきたいとい
うことでした。いずれにしても、息子さんにどうするのかと聞いたところ、実
は野菜を作ってみたいんだと言っていて、頑張ってくださいということだ
ったんです。それから 16 番ですけども、渡人と受人、これは、受人が以前か
ら作っていた田んぼであります。今回この地区で、土地改良の話が持ち上がっ
ていて、それに併せて、売り手と買い手のマッチングということもやっている
そうです。今回その一環で、受人が買うということになったそうであります。
2 件共、申請に不備もなく許可相当かと思われま。皆様の更なるご審議の
程をお願いいたします。以上です。

議 長 18 番をお願いします。

柴保 2 番、柴です。

委 員 18 番と 19 番について、ご報告申し上げます。まず 18 番ですが、渡人は老齡
化のために、倅さんに所有権を渡すというようなことで、許可相当と思われま
す。それから 19 番ですが、長い間この土地につきましては、受人の方に頼んで
集団転作をやっているというようなことで、渡人は何ら機械もありませんで、
これからもずっとやっていっていただく話をされておりました。この案件も許
可相当と思われま。更なる皆様方の審議をよろしくお願いいたします。以
上です。

議 長 20 番をお願いします。

齊藤一弥
委員

13番、齊藤です。

6月29日に書類審査をいたしまして、5,000㎡未満の取得ということで、現地を確認してまいりました。この受人の方は、先々月でしたか、新規就農ということで自宅の南側2,718㎡を取得しました。今回のこの所有権の移転なんです、自宅の北側にこの312㎡の畑がありまして、こちらもお買い得で取得するということでした。確認の電話をいたしましたが、双方ともお出になりませんが、許可相当と思われまして、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第18号、受付番号2番から11番、及び13番から20番を採決いたします。

議案第18号、受付番号2番から11番、及び13番から20番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第18号、受付番号2番から11番、及び13番から20番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第19号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
渡辺主任

それでは、渡辺主任よりご説明を申し上げます。

それでは、説明させていただきます。議案書7ページをご覧ください。議案第19号、農地法第5条の規定による許可について、令和5年7月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、権利：所有権移転有償、所在：小川字弘化山、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：124㎡、外1筆、合計2筆、合計面積499㎡、譲渡人又は貸主：筑西市小川、譲受人又は借主：筑西市飯島、転用事由：自己住宅。

申請地は、市立川島小学校の北西側約1.2km、市立下館西中学校の西側約1.6kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、実家にて両親と生活しております。婚姻を機に生活の基盤の確立のために自己住宅を建築すべく申請するものです。

2番、所有権移転無償、野殿字本殿、畑、畑、444 m²、筑西市野殿、つくば市みどりの中央、自己住宅。

申請地は、関東鉄道常総線大田郷駅の南東側約300m、市立大田小学校の南東側約800mに位置する、300m以内に鉄道の駅がある第3種農地です。申請者は現在、市外の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となったため自己住宅を建築すべく申請するものです。

3番、所有権移転有償、藤ヶ谷字藤野、原野、畑、483 m²、外3筆、合計4筆、合計面積2,688 m²、千葉県松戸市常盤平、筑西市玉戸、中古自動車置場。

申請地は、市立関城中学校の北側約700m、市立関城東小学校の北西側約1.5kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、申請地の隣地に拠点を置き中古車販売業を営む法人です。今回、中古自動車需要の増加により既存の自動車置場が手狭になったことから、自社近くに自動車置場を設置すべく申請するものです。

4番、使用賃借権、二木成字弁天、畑、畑、341 m²、筑西市二木成、埼玉県鴻巣市北根、自己住宅。

申請地は、市立下館南中学校の北東側約400m、茨城県筑西合同庁舎の北側約500mに位置する500m以内に県の合同庁舎がある第2種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は現在、借家にて生活しておりますが、子供が生まれ手狭となったため自己住宅を建築すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

5番、使用賃借権、舟生字上木有戸、畑、畑、496 m²、筑西市舟生、筑西市舟生、自己住宅。

申請地は、関城支所の北側約1.5km、市立関城西小学校の北東側約1.6kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、両親と生活しております。結婚をし、親から独立したいとの考えから自己住宅を建築すべく申請するものです。

6番、所有権移転有償、舟生字下宿、畑、畑、300 m²、筑西市舟生、筑西市布川、自己住宅。

申請地は、関城支所の南東側約200m、市立関城中学校の西側約1.4kmに位置する、300m以内に市役所の支所がある第3種農地です。申請者は現在、借家にて生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため自己住宅を建築すべく申請するものです。

7番、所有権移転有償、鍋山字屋敷付、田、雑種地、228 m²、筑西市鍋山、筑西市倉持、資材置場。

申請地は、市立村田小学校の南東側約1.4km、市立長讚小学校の北西側約2.2kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、申請地付近に事業所を持つ建築事業者です。申請地は以前から資材置場として使用していたとのことですが、今般農地法の許可を取得していないことが判明したため、是正すべく申請するものです。なお始末書が添付されております。

8番は保留となります。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

瀬端洋
委 員

23番、瀬端がご報告申し上げます。

去る6月29日に、書類審査並びに現地調査を行いました。後日、渡人受人、双方に電話をしまして確認いたしました。渡人はですね、元農家だったんですが、今は土地も全部、人に貸しておりまして、もしどなたか土地を譲ってほしいという人がいればですね、譲ってもいいという思いでいたそうでございます。受人の方はですね、自分の自己住宅を建てたくて、どこかに土地があればという思いで、たまたま母親と2人で散歩をしていた時にこの畑の土地が目についたそうでございます。この畑は、渡人の家のすぐ裏の土地でありまして、道路に面しておりまして、非常に便もよく、自己住宅を建てるには非常にいい場所だということで、このようなかたちで双方理が合いまして、決まったということでございます。以上のことから何ら問題なく許可相当かと思われましますけれども、更なる皆様方のご審議の程、よろしく申し上げます。以上です。

議 長

2番をお願いします。

國府田
喜久男
委 員

9番、國府田です。

同じく29日に書類審査いたしまして、皆で現場を見てきました。渡人と受人は、親子関係だそうです。ですから、お嫁にいった娘さんが自分の実家の土地を頂いて自己住宅を建てるという案件ですので、許可相当と思われまします。更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

3番をお願いします。

栗島菊雄
委 員

18番、栗島です。

3番をご報告いたします。先月29日に書類審査及び現地調査をしてきました。後日、双方に電話連絡をとり、話を聞きました。この土地、渡人は今現在、ここに載っているように他県に住んでいて、下刈りもできないということで、人を介して、この受人に渡すような条件が整ったので渡すようですが、別に書類にも不備がなくて、問題がなく許可相当とは考えています。皆様のご審議、よろしく申し上げます。

それでちょっと。今回の受人は外国の方ですが。ヤードっていうんですか。近隣の住民は、やはり地元住民でない知らない人が土地を取得して、中古車並びにこういう解体業をやることに、かなり不安だと思うんですよね。こういう許可を取るのに、少しハードルを高くするような条例でもできればという感じはするんですよ。この近隣の人に話を聞くと、できれば知っている人の方がいいんだよねっていいますよね。知らない人よりは。だから県のヤード条例などを見ると、自動車の解体業っていうような施設の塀を高くしないとか。塀を高く

することが、外から見えないようにすることが、まずいと思うんですよね。県の条例などを見ると。太陽光発電設備の設置で、近隣住民の同意が必要だという筑西市の条例も施行されているので、ヤード的な物に対しても、県の条例に付随したもので、できたら筑西市独自の条例を作って、同意書、近隣住民の同意書をとるとか。もし塀を作るのだったら、中が見えるような、網目のような塀で囲むとか。そのような、何らかのハードル的なものかな。そういうものがあつたほうがいいのかなどは思うんですよ。別に今回の申請で、許可はだめですよということではなく、許可相当だと思うんですが。今後、こういうものの不安がないような、解消できるような何かができたらいいなと思います。ここにいる他の農業委員さんの考え方なんかも聞いてみたいのですが。どうでしょうか。申請に対する報告は以上です。

(21 番 高島敏男 委員 挙手)

議長

高島委員。

高島敏男
委員

今の話と類似しているんですけど、産廃云々ということではなくて、外国人の人ということの問題っていうか。例えば、私の地域は、私は嘉家佐和地区なんだけれども、家の周りは皆、外国人の方の中古品を扱っている所なんです。そこに持ってきて、大型の4トン車が細いところの道路をばんばん走ってくるわけですよね。そのようなことも考えていかないと。例えばトラックの上にはばらした乗用車を2台乗せるんですけども、ワイヤー1本で付けて走っているんだよね。だからブレーキを踏むたびに上の車は、ゆらゆら、ゆらゆら、揺れるんです。それも4トン車なんです。細い道路を通っているんで、その辺に対して、何か規制、今の話もそうなんだけれども、ヤードもそうなんですけれど、そのように規制があるかたちにしていかないと。嘉家佐和地区の場合だと、住民がいなくなったのが5軒位あるのですが、それが全部、外国人の方の車屋さんです。だから集落としても考えているんですけども、やっぱり許可したのに対して、許可しないということは、自治会の方も言えないわけですよね。だからここは細い道路だから大型車は通行できませんよっていう看板は、市役所とも話合いをして立てているみたいなんですけれども。現時点でその土地に根付いちゃった人は、大きなトラックであろうが何だろうが、どんどん入ってくるんですよね。その辺を何とか本当に考えていかないと大変かなと。だから法面のある所なんかは、大きなトラックが入って来るんで、法面が崩れて道路の幅が広がっているんだよね。当然、そのような細い所だから交換はできないし、法面が潰されて道路が広くなっちゃっている所が結構あります。先程言ったワイヤー一本の話は何回もするんですけども、ワイヤー一本で何かあつた時に困るかなと思うんですが。だから何か本当に、今の話でなくても規制があるようなかたちにもっていかないと。筑西市として。何か考えてほしいなと思うんですけどね。私たちも当事者になっているから考えていきたいなと思うんですけど。そのような機会を何かねもってもらえればありがたいと思うん

ですけれどね。以上です。

(18 番 栗島菊雄 委員 挙手)

議 長

栗島委員。

栗島菊雄
委 員

いいですか。それで、この農地があって、その脇に続きで渡人の宅地があるんですよ。家が建っていて。それでこの持主の渡人は、ここに住んで居ないので。この農地を買う受人が、その家ごと宅地も全部買ったそうなんです。私が買ったんだとここに載っている受人が言っていたから。当然その人が買うということは、その人が住むかは分からないけど。外国の人が住むということは、やっぱり、そういうことに慣れていないから、地域住民が何となく不安になるよね。高島委員が言ったように、申請に何らかの規制というか、ハードルというか、歯止めになるようなことがあればいいなということです。以上です。

議 長

はい、分かりました。でもこれは、農業委員会では決められないので、とりあえず議会か何かで、この間も太陽光設置に関しても独自の条例を議会で決めたので。そういう陳情をこれからしていった方がいいのかなと。後で皆さんと相談しましょう。

多数委員

よろしくをお願いします。

議 長

はい。そのようなことで次にまいります。
4 番をお願いします。

柴保
委 員

2 番、柴です。
4 番についてご報告します。去る 29 日に書類審査の後、現地調査をしました。この渡人と受人は親子関係であります。受人は、アパート、貸家に住んでいますけれども、子供たちが大きくなり、手狭になったということで、実家の近い所に土地を譲り受けまして、自己住宅を建てるというようなことで、許可相当と思われませんが、更なる皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。以上。

議 長

5 番をお願いします。

齊藤一弥
委 員

13 番、齊藤です。
29 日に書類審査後、現地を確認しました。親子間の使用貸借による娘さんの自己住宅を建てるという案件です。許可相当かと思われませんが、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

6 番をお願いします。

栗島和子
委 員

3番、栗島です。

6番についてご報告いたします。先月の29日に書類審査並びに現地調査を行いました。申請地は、関城支所から南へ200m程行った所で、そばに住宅もある場所です。後日、受人渡人の方に電話で確認しました。渡人の方には確認がとれましたが、受人の方とは、何回か連絡をしてもとれませんでした。更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

7番をお願いします。

寺内美雄
委 員

5番、寺内が報告します。

先月30日に書類と現地の確認を行いました。その後、双方に電話で確認をしてあります。まずこの土地自体が、丁度交差点の角にありまして、交差点が広がる時に買収されずに残ってしまったということです。形も悪いというか、利用困難でそのまま放置した状態になっていて、何も耕作していなかったという渡人の始末書が添付されてありました。近くで建設業を営んでいる受人が、会社の看板などを立てておりまして、ずっと長年利用させてもらっていたということで、今回、資材置場として買いたいということで申し入れをしたそうです。許可相当かと思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第19号を採決いたします。

議案第19号は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第19号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第20号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
渡辺主任

それでは、渡辺主任よりご説明申し上げます。

それでは、説明させていただきます。議案書 10 ページをご覧ください。議案第 20 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 5 年 7 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、所在：一本松字八幡台、登記簿地目：畑、現況地目：山林原野、面積：1,045 m²、判定地目：山林原野、現況：山林原野、所有者：埼玉県飯能市大字飯能、外 1 名。

申請地は、県立下館工業高校の北側約 800m、市立下館南中学校の西側約 1.8 km に位置する土地です。20 年以上農地ではないとして 課税証明書 を添付し証明願が出されております。

2 番、三郷字組内下、畑、宅地、333 m²、宅地、農村集落センター敷地、筑西市三郷。

申請地は、JR 水戸線新治駅の北東側約 900m、協和支所の東側約 1.4 km に位置する土地です。昭和 61 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

3 番、小栗字宮本、畑、宅地、618 m²、宅地、工場敷地、筑西市門井。

申請地は県道つくば真岡線の西側約 300m、市立小栗小学校の北約 1.5 km に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

4 番、樋口字杉下、畑、宅地、198 m²、宅地、進入路、筑西市樋口。

申請地は、真岡鉄道真岡線ひぐち駅の南東側約 200m、国道 294 号線の東側約 200m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

5 番、成田字向阿らく、田、宅地、1,057 m²、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 3,185 m²、宅地、工場敷地、筑西市成田。

申請地は、市立養蚕小学校の東側約 1.3 km、県西総合公園の西側約 1.3 km に位置する土地です。平成 13 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

大林富子
委 員

11 番、大林です。

1 番について報告します。6 月 29 日、書類審査と現地調査を行いました。所有者は姉妹でどちらも他県に住んでおり、農地として使用するのも困難となり、20 年以上放置された山林状態で、願出の内容が確認できるものでした。したがって、非農地証明の発行は可能と判断しますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

2 番をお願いします。

岩渕進
委員

6番、岩渕です。

2番の案件を報告します。先月30日、農業委員と農地利用最適化推進委員で書類審査と現地確認を行いました。現地確認の際、申請人に直接会ってお話を聞きました。現況の土地は、今から37年前、申請人の父親が当時、自治会長をしていて、集落センターの敷地として手続きをしたらしいのですが、宅地に変更ができていない状態で、現在に至ったということです。この度、市道の土地に集落センターの土地がくい込んでいることも分かり、是正申請をすることになったそうです。現況の土地を見ると、長期間に渡り集落センターの敷地又は駐車場に利用されており、非農地証明に値すると考えられます。書類に不備もなく許可相当かと思われませんが、皆様方の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議長

3番をお願いします。

秋山員宏
委員

10番、秋山が報告いたします。

先月の30日、協和地区の農業委員、農地利用最適化推進委員全員で、書類審査及び現地確認をしてまいりました。書類又、現況を見ましても、20年以上経過しているということで間違いありませんので、非農地証明の発行は可能かと思えます。更なる皆様方のご審議をお願いいたします。以上です。

議長

4番をお願いします。

宮山繁治
委員

17番、宮山です。

4番と5番について説明します。6月29日に書類と現地を確認しております。4番ですが、この土地はですね、48年前から宅地の侵入路として、今現在、砂利敷となっています。次に5番ですが、こちらは会社の工場として建物も建っております。20数年前からそういう状況でして、農地としては、なっておりません。両方共、非農地証明に値すると思われませんが、更なるご審議をお願いします。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

(13番 齊藤一弥 委員 挙手)

議長

齊藤委員。

齊藤一弥
委員

13番、齊藤です。

5番について、お伺いしたいのですが。この利用目的が工場でも、20年経っていれば、非農地証明の可能という判断ですか。質問させていただきます。

議長

はい、事務局。

板橋主任

非農地証明を発行する基準の一つとして、山林状態、若しくは宅地の状態で20年以上経過していて、尚且つ、20年以上前からその状態であることが公的に証明できる書類を添付してもらい必要があるというものがあります。今回については、工場敷地ということで、宅地の状態で、且つ、航空写真、20年以上前に撮影された航空写真が添付されておりまして、20年以上前からそのような状態だったということを確認しています。尚且つ、現地も確認して現況も農地でない、宅地の状態だということをもって、非農地証明の届出を受け付けたものです。他の案件についても、20年以上ということと、山林、若しくは宅地の状態がずっと継続しているということがポイントになるところです。

齊藤一弥
委員

今回は、面積も大きいですね。3反歩あるわけですよ。事務局の判断、どういふ判断をしたかというところをお聞きしたい。

板橋主任

面積の多い少ないに限らず、非農地証明については、現況がその宅地の状態になっているのかどうか。

栗島菊雄
委員

いいですか。

齊藤一弥
委員

今、もうちょっと事務局の説明聞いてからにして。

栗島菊雄
委員

はい、いいですよ。

板橋主任

面積の多い、少ないよりかは、その非農地証明の要件に合致するかというところのみ判断するものだと思います。

齊藤一弥
委員

もし仮に。仮に、大きい工場が建ってしまって、20年経ったからOKですよということになってしまうんだけど。大丈夫ですか、その判断で。3反歩って結構大きいよね。

板橋主任

大きいです。

齊藤一弥
委員

うん。

板橋主任

そうですね20年、宅地の状態で20年経ってしまったので、戻せないっていうものになると思いますので。大きい工場であっても、小さい工場であっても、

審査というか判断は一緒なのかなと考えます。

齊藤一弥
委 員

面積は、問わないということですね。

板橋主任

非農地証明については、面積は問わない。

齊藤一弥
委 員

問わないね。

板橋主任

はい。

齊藤一弥
委 員

まず確認したいんですけど、すべての案件、工場、住宅、何でも面積は問わないと。且つ、20年以上、納税証明書か航空写真で、20年の経過が確認できれば、許可相当であると。

事務局長

現況ね。

齊藤一弥
委 員

現況ね。非農地証明に値するという判断でよろしいんですね。

事務局長

はい。

齊藤一弥
委 員

分かりました。すみません。

板橋主任

一つ付け加えると、現況と20年以上経過しているってこともあるんですけど、あと違反として指導とか命令を受けていないものもあります。こちらで市事務局、農業委員会から、ここ農地法違反ですねってということで指導されているような所は対象としていないです。指導なり、命令とか処分はあまりないと思うんですけども、指導しているような所、指導もそんなにないと思うんですけど。

事務局長

それは、20年に換算しないということ。

板橋主任

例えば通報あって、あそこどうなんだってということがあって、これは駄目だなということで指導してる、指導中のようなところは、非農地証明の対象にならないことになります。一ついいですか。もう一つ言いそびれてしまったんですけど、農振に入っている、非農地証明はできないです。農振農用地です。

柴保

農振農用地ね。

委 員

板橋主任

農振農用地は、非農地証明ができないという運用になっています。筑西市では。

齊藤一弥
委 員

農振は、非農地証明が出ないんですね。一つだけ最後に。先程の違反。是正の指導が入ったときは、20年から抜きますよってというお話ありましたが、この違反の指導というのはどの範囲までですか。

事務局長

文章を出してますよね。

齊藤一弥
委 員

それを出した時点。

事務局長

それを1年に。1年に1回。先程の継続したっていうことがありますので。それが毎年出していれば。1年、2年、3年と除外が。その年数が、除外される。

齊藤一弥
委 員

今のところ2ヶ所、2ヶ所でしたっけ。2ヶ所しか出してないような気がするのですが。

事務局長

いや、2ヶ所じゃないです。もっと出しています。

板橋主任

3ヶ所。去年もあつたと思うんですけど。

齊藤一弥
委 員

明野地区と太陽光と。

板橋主任

協和地区の太陽光。

齊藤一弥
委 員

この3件。そういう書類が出た時点が違反ということですね。その書類がね。

事務局長

はい。

齊藤一弥
委 員

分かりました。

議 長

よろしいですか。他、ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 20 号を採決いたします。

議案第 20 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 20 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 21 号「買受適格証明願（3 条）について」を上程いたします。議案について、事務局より説明願います。

事務局長
板橋主任

それでは、板橋主任よりご説明を申し上げます。

それでは、ご説明申し上げます。議案書の 12 ページをご覧ください。議案第 21 号、買受適格証明願（3 条）について、令和 5 年 7 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：1 番、所在：海老江字吉添、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：200 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積：5041 m²、受人：筑西市下岡崎、経営面積：7,091 m²、労力総数及び稼働数：1、1、競売の期日：令和 5 年 7 月 5 日から令和 5 年 7 月 12 日。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告をお願いします。

寺内美雄
委 員

5 番、寺内が報告します。

6 月 30 日、書類の確認を行い、その後、受人に確認の電話をいたしました。議案書に渡人と書いてありますけども、令和 4 年、去年ですね。強制競売になった案件です。裁判所の競売情報を見てみると、この農地の他に、渡人が持っている居宅それから宅地、付属建物、全部について、競売になっておりました。今回、農地の部分について、買受適格証明願が出てるということで、受人に電話で聞いてみたところ、場所もいいし、条件もいいので、入札できれば入札に参加したいということでした。買えるかどうかわからないけれども、一応入札に参加したいということ、証明願を出したということでもあります。農業生産法人であり、証明の発行については問題ないかと思われま。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 21 号を採決いたします。

議案第 21 号は、原案どおり買受適格証明（3 条）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 21 号は、原案どおり買受適格証明（3 条）を発行することに、決しました。

次に、議案第 22 号「令和 6 年度国・県農業施策に対する意見・要望報告書について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

それでは、高島補佐よりご説明申し上げます。

議案書の 14 ページをお願いします。議案第 22 号、令和 6 年度国・県農業政策に対する意見・要望報告書について、令和 5 年 7 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

まず、県への要望事項でございます。農地の保全と有効利用対策。規模拡大による人手不足が原因となり、管理状態が悪くなっている田畑が見られることから、借り手同士が作業の標準化を申し合わせ順守するルールの確立を図ること。農地集積・集約化に対し、国・県の積極的な助言、協力体制を確立すること。市内の遊休農地を利用した、アグリファームの立ち上げを望む。これらの理由としては、農地を保全し、有効利用を図るため。個々の農家が集積集約を図るには、地域でのしごらみがあり、推進が困難であるため。JA で、1 つの事業所では欠損が累積するとの理由から、アグリファームを閉鎖したが、県や農業委員会と協力できる事業所として再開すれば、幅広い議論ができると思われるため。続きまして、基本農政の確立政策。食料危機を懸念し、輸入に頼らない食料自給率の向上を図るための助成金を増やすこと。中小、家族経営に対する支援を手厚くしていくと決定されたが、需給バランスの為、飼料米への作付けに協力しているものの国からの助成金が段階的に引き下げられているため。農業と食料の問題に対して個人・国・県・市で一体的に取り組む必要がある。筑西市では、人口約 10 万人に対し、農業従事者の平均年齢が 68 歳、新規就農者が 5 人で、危機的状況にあるため。続きまして、県への要望事項でございます。農地の保全と有効利用対策。土地整備事業に対する、補助金割合の見直しを図る。作業効率が悪く担い手に引き受けてもらえないような小面積の農地を守るための政策を行うこと。整備をしようとしている地元の負担を減らすため。そして、小規模農家を支援し、生産の基盤となる農地の遊休化を防ぐた

め。これが理由でございます。続きまして、担い手・経営対策。農業機械の導入、農薬、肥料の購入に対する補助金等の強化を図ること。使いやすい補助金の拡充を図ること。農業経営の安定化を図るため。採択案件を緩和し、通年で応募が出来ないと担い手が育たないため。これが理由でございます。続きまして、基本農政の確立政策。日本の食料自給率が、1965年の70%から現在38%と大幅に下がっている。自信、展望が持てるような農政を求める。地産地消の促進を図る。食糧輸出国において戦争が長期化し、更にはコロナ禍での輸入農産物減少と高騰により食料の安定供給確保が出来ないため自給率がさらに低下するのを防ぐため。日本における輸入品が減るとなると、食糧危機が起きる可能性があるため。以上のような内容となっております。

この報告書については、本日の総会でご審議いただき、議決が得られましたら、県農業会議に提出いたします。農業会議では、県内の各農業委員会から提出された要望・意見等に加え、農業経営者組織や農業関係団体からの意見を整理し、専門委員会で検討したのち、国へ提出されることになっております。以上でございます。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会 栗島委員長より審議の報告をお願いします。

栗島菊雄
農政企画
審議会
委員長

18番、栗島です。

本日、一足早い午後1時10分より開催しました農政企画審議会において、議案第22号、令和6年度国・県農業施策に対する意見・要望報告書について慎重に協議、検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことをご報告いたします。以上です。

議長

栗島委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第22号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

(17番 宮山繁治 委員 挙手)

議長

はい、宮山委員。

宮山繁治
委員

すみません。先程、聞くのを忘れたんですけど。この件じゃないんですけど、我々、私2回ほど税法のですね、要望とか、そういったものを出した記憶があるんですが、それについてのこういった報告とか、また、その後どうなってるかというのは、聞いてないような気がしたんですけど。それって、どうなってるんですかね。要望を出したような気がしたんです。税法、税金。

高島補佐

この税制要望につきましても、県の方に提出しておりますので。県から国へ提出したという報告はないんですが、県の農業会議の方に提出しております。

宮山繁治
委 員

それって、我々が出したものについてのまとめたもの、こういったものって出せないんですかね。

高島補佐

出すことができますので、次の総会で。はい。お渡しします。

宮山繁治
委 員

よろしく。

高島補佐

はい。

議 長

他、ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 22 号を採決いたします。

議案第 22 号は、原案どおり、「令和 6 年度国・県農業施策に対する意見・要望報告書について」異議ないものとして提出することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 22 号は原案どおり、「令和 6 年度国・県農業施策に対する意見・要望報告書について」異議ないものとして提出することに、決しました。

次に、議案第 23 号「農業経営基盤強化促進法の改正に伴う筑西市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し案の意見聴取について」を上程いたします。

それでは、議案について事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

それでは、農政課 新山主任、高島補佐よりご説明申し上げます。

議案書 17 ページをお願いいたします。議案第 23 号、農業経営基盤強化促進法の改正に伴う筑西市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し案の意見聴取について、令和 5 年 7 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。農政課より説明いたします。

筑西市 農政課 新山です。議案第 23 号につきましてご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。それではまず先にですね、お手元に別紙の資料で、こちら、左上に、議案第 23 号、別紙と書かれてる資料があるかと

思うんですが、そちらをご用意いただけますか。タイトルがですね、農業経営基盤強化促進法の改正に伴う筑西市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し案の意見聴取についてというものになります。皆様、ごさいますでしょうか。こちらが筑西市の農業経営に関する基本構想をまとめたものになり、今回の変更点を記載した基本構想の案になります。まず、中身の変更点をご説明する前に、今回変更することとなった経緯について簡単ではございますがご説明させていただきます。今年の4月に、農業経営基盤強化促進法という法の改正がございまして、それに伴い、5月に県の方で、農業経営に関する基本方針が変更となる公表がございました。これに伴い、現在市では、県の基本方針に沿うような形で基本構想を見直し、変更をし、案を作成したところでございます。また、今回の変更は、先ほど申し上げた改正法の内容を反映させる一部変更であるため、改正法で新たに追加された項目を現行の筑西市の基本構想に組み込むかたちで修正をして案を作成させていただきました。なお、法律で定められた、5年ごとの見直し更新とは、今回異なりますので、その点ご了承ください。それでは変更点についてご説明をさせていただきます。まず2枚ほどめくっていただくと目次が出てくると思います。ちょっと細かくて申し訳ないんですけど、目次の中の第3と第5の部分が今回新たに追加となりました。第5の部分につきましては一部の追加になります。第3がまるまる追加となります。それでは、変更点についてまず第3の方からご説明をさせていただきます。ページ数で言いますと、すいませんちょっと下と横にページ数がふつてあり、大変申し訳ないんですけど。横のページを見ていただけますでしょうか。横のページで、ページ数が14ページになります。14ページをお開きいただくと、第3、農業を担うものの確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項という項目が出てくるかと思えます。こちら第3の事項を線引いてあるところも全部まるまるですね、基本構想に組み込む形で案を作成させていただきました。こちらはですね、改正法により、新たに追加で定めることとなりましたので、追加をさせていただきました。筑西市の農業を担うものの確保、育成考え方。また、市が主体的に行う市が主体的に行う取組、関係機関との連携、役割分担の考え方、就農等希望者の受入れと農業を担う者の確保育成のための情報収集、相互提供などについて記載させていただいたものになります。続きまして、28ページをお開きください。横のページ数で28ページ。28ページを開きますと、6番、第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項ということで、タイトルが複雑で申し訳ないんですけど。こちらをまるまる新たに、第5号の農業経営基盤促進事業に関する事項に新たに追加させていただきました。こちらの事項は、地域計画ですね。元は、人農地プランと呼ばれた事業になるんですけど、地域計画の実行に向けて定められたものになります。地域計画は、策定する上で幅広い関係者に呼びかけ、地域の農業について話し合う協議の場を設ける必要がございます。そのため協議の場の開催時期です。開催時期や、周知に関する事、参加者について、問い合わせ窓口。関係団体の連携に関しまして、内容を新たに追加で記載させてい

ただきました。以上が追加項目になります。またその他のページ、いろいろめくってみると修正点があるかなと思うんですけど。それは現在、今現在ですね、事業の名称等が変わっているところがいくつかございましたので、それを修正させていただいたものになります。今回、軽微な変更、修正となりますので、その点については説明を省略させていただきます。以上となります。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会 栗島委員長より審議の報告をお願いします。

栗島菊雄
農政企画
審議会
委員長

18 番、栗島です。

やはり本日、午後 1 時 10 分より農政企画審議会を開催し、議案第 23 号、農業経営基盤強化促進法の改正に伴う筑西市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し案の意見聴取についてについて協議、検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことをご報告いたします。以上です。

議 長

栗島委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第 23 号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 23 号を採決いたします。

議案第 23 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の改正に伴う筑西市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し」に同意する意見書を交付することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 23 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の改正に伴う筑西市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し」に同意する意見書を交付することにすることに、決しました。

次に、日程第 4、報告第 25 号から第 28 号を、事務局より説明願います。

事務局長

それでは、今審議いただきました議案第 23 号につきましては、製本ができ次第、皆様の農業委員さんの方に、配布をさせていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

それでは報告第 25 号から 28 号までを中澤課長よりご説明を申し上げます。

中澤課長

それでは、私からは報告第 25 号から報告第 28 号までを一括してご説明いたします。

初めに 18 ページをお開き願います。報告第 25 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、令和 5 年 7 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出件数は 3 件でございます。こちらは公益社団法人茨城県農林振興公社農地中間管理機構による農地売買等の特例事業により農地の権利を取得する所有権移転で、届出受理の専決処理を行ったものがございます。

次に 20 ページをお願いいたします。報告第 26 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、令和 5 年 7 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出件数は 4 件でございます。これは市街化区域内における所有権移転等を伴う農地転用で、自己住宅 2 件、資材置場 1 件、住宅敷地 1 件の届出受理の専決処理を行ったものがございます。

次に 22 ページをお願いいたします。報告第 27 号、農地法第 5 条の制限除外について、令和 5 年 7 月 10 日提出 筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出件数は 2 件でございます。これは、公共の用に供する水道施設用地のための転用のほか、令和 5 年 6 月 6 日から 1 年間を転用期間とする、変電所新設工事に伴う工事用地への一時転用届出受理の専決処理を行ったものでございます。

次に 24 ページをお願いいたします。報告第 28 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 5 年 7 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

こちらは合意解約の通知のありました件数、15 件でございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

國府田
喜久男
委 員

すみません。一つちょっと。

議 長

はい、國府田委員。

國府田
喜久男
委 員

前回の農業委員会総会の最後に、営農型の、要するにシェアリングですか、質問させていただいた件について、記事が農業新聞に載りました。全国農業委員会会長大会の記事が。会長が答えてくれたように。困っているということで。強制力もないってことがね、載りました。それで私のちょうど現地調査の時に、若干件数が少なかったので、他の委員さんにも現場を見てもらいました。そう

しましたところ、やはり、もう太陽光のパネルに届くぐらいの草が伸び放題となってしまうと、両側の特に片側の畑の方にも影響が出始めているんですね。皆に見てもらいましたけど。確かに記事を見てみますと、もう許可してしまうと、何ら強制力がないんだという記事が載っており、困っているということです。しかしそうだとでもですね、やっぱり近所の土地に迷惑をかけているってことがありますので、何らかのかたちで、農業委員会の方から、何か注意なり、何か注意喚起するようなことがあってもいいんじゃないかなと思ったんですが。それから、何か弁護士から電話があったというような話もあるんですが。森添島の件について、何か情報がありましたら、ぜひお聞かせください。

議長

事務局。

板橋主任

すみません。森添島の件なんですけども、弁護士から連絡がありまして、その後、先週でしょうか。また連絡があったんですけれども。今週の金曜日に先方がこちらにいらっしゃって、新しい太陽光業者がそこを引き受けたいという計画があるようでして、その打ち合わせを行う予定になっております。要件が整えば、そちら新しい業者が引き継ぐような流れになるのかなと、今のところはそう考えております。よろしいでしょうか。

國府田
喜久男
委員

もう一つですが。先程と関連しているのですが、これから苗を仕立てるということ言ったら、えーって、皆が言っているんですね。ですから、もう背丈以上になってる草もあり、どんなふうに苗を育ててやるのかなってということで、周りの人にも言われるんですが、先程言いましたように、そのことについても途中経過はどうなっているんだというようなことは、これも強制力はないって新聞にも書いてありましたので、注意喚起は入れてもらった方がいいと思うんです。以上です。

事務局長

はい、承りました。

議長

それでは、これにて令和5年度第4回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和5年7月10日

議 長

署名委員

署名委員